

特250

558

和十一年六月

帝國海軍協會船級事業概歷

8.19



始





目次

一	創立	一
二	社団法人の認可	二
三	最初の事業	二
四	船舶検査事務開始	三
五	船級事業の發展	三
六	事務所及出張所の設置移轉並地方委員部の改廢	四
七	日、英、米、伊四國船級協會聯盟	六
八	船級管理委員會、船級管理委員會阪神會、	六
九	船級委員會及技術委員會	七
十	船級協會認可並法規代行検査	七
十一	船舶搭載吃水線指定	八
十二	政府の本會船級検査承認	八
十三	海軍省の本會試験検査の利用	九
十四	關東州及朝鮮在籍船舶の検査	九
十五	陸上原動機検査	一〇
十六	外國保險協會の本會船級承認	一〇
	獨國及佛國に於ける本邦註文の材料品試験	一〇



十七	上海及大連に於ける中華民國船舶検査	一八
十八	國際航空機登録聯盟	一九
十九	航空機登録事業準備委員會	三三
二十	陸上工作物用鐵鋼材の材料試験	三三
二十一	滿洲國船舶検査	三三
二十二	船舶安全法に據る船級協會認可	三三
二十三	航空機格付事業開始の件認可並諸委員會組織	三四
二十四	財團法人帝國海事協會の設立並社團法人帝國海事協會の解散	三五
二十五	船級登録船舶名錄	三六
二十六	國際航空機登録簿(A.I.R.)	三六
二十七	鋼船規則	三六
二十八	航空機格付検査規則	三六
二十九	總裁及副總裁	三〇
三十	歴代の理事長	三〇
三十一	役員及委員	三一
三十二	本部及出張所職員	三二
三十三	船級事業現況	三四
三十四	船級登録船舶主	四〇

## 帝國海事協會船級事業概歴

### 一 創 立

明治二十七八年日清戦役の終るや我朝野有識の士は戦役中の體驗に鑑み本邦海運の振興一日も忽諸に附すべからざるを痛感し政府は進んで歐米諸先進國の制度竝範例の調査に著手すると共に民間に在りても奉公的施設を組織し舉國一致以て我海事の進展を圖らんとする議盛に高唱せられたり男爵有地品之允氏は實に其率先者にして然も同志を糾合して帝國海事協會設立の計畫を樹て銳意之が實現に努力したり而して明治三十二年十一月十五日機運漸く熟し華族會館に於て創立發起人會を開き帝國海事協會設立の趣旨を聲明し本會規則を議決せり

當初本會の目的としたる事業は殆んど海事の全般に涉り本會定款第三條に「本會ハ航海、造船及海員ノ獎勵其他一般海事ノ發達並海上ニ於ケル生命財産ノ安全ヲ計ルヲ以テ目的トス」と明記し各事業の實行に付ては必要に應じ朝野有識の士に夫々委員を囑託し委員部を設けて之を經營することゝしたり

## 二 社團法人の認可

明治三十三年十二月第一回定式總會に於て本會を社團法人とすることを決議し同三十四年二月逡信大臣より社團法人の認可あり同月二十二日東京區裁判所に右登記を了したり

## 三 最初の事業

明治三十三年六月事業の端緒として船舶、海員及海難に關する事項の調査を開始し逡信省管船局並各地海事局及海員審判所の書類謄寫の件に付許可を得且

東京海上、帝國海上、日本海上及日本海陸四保險會社の委囑に應じ其調査事項を報告することゝしたり

## 四 船舶検査事務開始

明治三十六年五月豫て東京帝國大學教授工學博士三好晋六郎氏外専門技術者に委囑調査中なりし船舶検査規程を公表し官民の依頼に應じて船舶の等級を檢定し購入若は借入船舶を檢査し造船若は汽機及汽罐の設計並監督其他に關する諸種の検査を行ふ爲め船舶檢定部を設置し同年八月大阪に委員部を設け船舶検査員數名を囑託し船舶の検査、評價及鑑定、造船の設計及監督等の依頼に應ずることゝしたり次で同四十年二月東京海上、帝國海上及日本海上三保險會社の依頼により阪神地方に於ける舢舨の検査及監督をも引受くることゝなりたり

## 五 船級事業の發展

日露戰役後帝國海事協會は義勇艦隊設立實現の衝に當り居りしが本會の目的たる船舶検査事務の業績殆んど見るべきものなかりしを以て理事長有地男爵は其發展に關し當時逓信省管船局船舶課長の職にありたる工學博士今岡純一郎氏に委囑する處あり同氏は先づ逓信技師太田喜代次郎氏を説き此難局に當ることを懲慚し大正三年七月太田氏本會理事に就任し専ら船舶検査事務に關し常務を見ることとなり本會に於ける船級業務の搖籃時代を創成せり

先づ大正三年九月本會は逓信大臣より造船規程に規定する材料試験に従事し證明書を發行するの權能を認められ次で艤裝品検査事務の承認を受け同四年八月に至り本會に船級部を置き理事工學博士寺野精一氏船級部長に就任し之と相前後して更に逓信省より二三の検査員を招聘し業務の發展に具へたり

大正六年一月今岡純一郎氏退官と同時に本會理事に就任し寺野精一氏を補佐

し本會船級部の業務を專擔することとなりなれり時恰も歐洲大戰に際し各種輸入品杜絶し造船材料其他艤裝品の自給策講ぜられ是等の事業は非常なる勢を以て發達したるに由り本會の試験検査事務も頓に激増し本會事業も漸く斯界に囑目せらるゝに至り大正六七年度に於て検査員十餘名を増員し更に同九年度に數名同十三年度に數名の検査員を増員し爾來年を経る毎に業務の發展に伴ひ逐次検査員の増員を行ひ現在専任検査に従事する者四十餘名を算するに至れり而して一方大正七年大阪出張所内にオルゼン型五十噸の材料試験機を設備し又同八年横濱に本會試験室を開設しオルゼン型二百五十噸錨鎖試験機並オルゼン型五十噸材料試験機を据付け但し横濱試験室は大正十二年の大震火災に罹り焼失せり更に昭和七年四月東京市芝區月見町に芝浦試験所を開設しアムスラー式材料試験機五十噸壹臺其他の設備を整へ又大阪出張所に於ける試験室を擴張しアムスラー式材料試験機五十噸壹臺其他試験設備を増設せり

## 六 事務所及出張所の設置移轉並 地方委員部の改廢

明治三十三年一月本會事務所を麴町區内幸町一丁目五番地に設置せり  
同三十六年八月大阪市に本會大阪委員部を設けたり  
同三十八年三月京橋區築地明石町四十三番地に本會事務所を移轉せり  
同三十九年十一月本會事務所を再び麴町區内幸町一丁目五番地に移轉せり  
同四十年三月大阪委員部内に大阪船舶検査所を設置せり  
同四十四年十二月大阪委員部並大阪船舶検査所を大阪出張所と改稱せり  
大正三年九月神戸に大阪出張所神戸派出所を設置せり  
同五年二月大阪出張所を同市川口町十八番地本會所有地に新築移轉せり  
同五年六月大阪出張所神戸派出所を神戸出張所と改稱せり  
同八年二月長崎に長崎出張所を設置せり

同八年四月本會事務所を麴町區内幸町一丁目三番地に移轉せり  
同八年四月朝鮮兼二浦に検査員を駐在せしめたり後廢止す  
同九年七月横濱に横濱出張所を設置せり  
同十年十月因島に因島駐在所を設置せり  
同十一年一月本會より義勇艦隊事業を分離せしめ其義金を以て義勇財團海防  
義會を設立すると同時に艦隊部並船級部の名稱を廢止せり  
同十二年十月本會事務所を麴町區永樂町一丁目一番地昭和四年四月麴町區丸  
の内一丁目六番地一と變更東京海上ビルディング内に移轉せり  
同十三年三月門司に門司駐在所を設置せり  
同十四年三月因島駐在所及門司駐在所を夫々因島出張所及門司出張所と改稱  
せり  
同十四年十一月函館に函館出張所を設置せり  
昭和九年四月岡山縣兒島郡日比町字玉三井物産會社造船部内に駐在員を置き

たるが同年十月玉出張所を開設せり

### 七 日、英、米、伊四國船級協會聯盟

豫て米、伊兩國船級協會と聯盟して船級事業を經營せる英國船級協會ブリティッシュ・コーポレーションより本會に對し右聯盟に加入方勸誘し來りたるにより本會は慎重の調査を遂げたる結果右は本會創立以來の目的を達成するに極めて好都合なるを認め適、本會評議員工學博士男爵斯波忠三郎氏の渡歐を機として本會を代表して直接交渉の事を託し爾後協議を重ねたる末大正八年七月英國ブリティッシュ・コーポレーション、米國アメリカン・ビュロー及伊國レヂストロ・イタリアノの三船級協會と本會との間に聯盟成立したり

聯盟規約要綱左の如し

一 帝國海事協會、ブリティッシュ・コーポレーション・レヂスタター・オブ・シッピング・アンド・エアクラフト、アメリカン・ビュロー・オブ・シッピング・並レヂストロ・イタ

リアノの四船級協會は互に聯盟し各協會は其自國に於て他の三船級協會を代表す

二 聯盟協會は船體機關の構造及検査に關して同一規則を採用す

但し各自國情の相違及法律に據る改變を妨げず

三 聯盟協會は必要なる報告書を提出して相互に承認したるときは他協會の船級を登録することを得

四 聯盟協會検査員は自國內に於ける他協會の船級を有する船舶の建造中、定期、特別、損傷其他船級を保有するに必要な各種検査を施行す

五 一船級協會の船級以外に他協會の船級を取得せんとするときは他協會の一船級毎に其検査料金の二割増の検査料を要す

右の結果本會船級登録船は非旅客船と旅客船との別なく容易に聯盟協會の船級登録を受け得るのみならず爾後常に本會の單獨検査にて船級を繼續し得ることとなり従つて本邦船舶が外國保險會社の保險を受くるに當り多大の便益

を享くることとなりたり  
本會業務發展の結果本會は大正十三年九月世界主要港三十餘に本會囑託検査員を任命したり

#### 八 船級管理委員會、船級管理委員會、阪神會、 船級委員會及技術委員會

大正八年七月英、米、伊三國船級協會と本會との間に聯盟成立したる結果船級事業實施に必要な機關として船級審査委員會及技術審査委員會を設けたり本會は更に大正九年四月英國ビシー船級協會検査員長ジェー・フスター・キング氏を招聘し船級協會の組織船級検査の方法等詳細に互り調査研究の結果歐米に於ては船級協會は代表船主、海運業者、造船業者、製鐵工業業者並保險業者等船級事業に深甚の關係を有するものを以て組織し其内より委員を推選して極めて公平に業務を施行するの實例に鑑み本會に於ても前記兩委員會を廢し同年十月

新に船級管理委員會を組織して之に船級事業の管理權を委任し且之が常務を行ふべき船級委員會を設け更に技術規程を審議すべき技術委員會を併設して造船業者、船主、海運業者、海上保險業者並海運關係者中の權威者を推舉して各其委員となし日本郵船株式會社々長男爵近藤廉平氏を船級管理委員會委員長に、理事東京帝國大學教授工學博士寺野精一氏を同副委員長に推選せり而して寺野精一氏は船級委員會委員長に、工學博士鹽田泰介氏は同副委員長に、工學博士男爵斯波忠三郎氏は技術委員會委員長に夫々當選せり  
大正十年二月男爵近藤廉平氏薨去に付日本郵船株式會社々長伊東米治郎氏船級管理委員會委員長に當選せり  
大正十年五月阪神地方に於ける船級管理委員會委員を以て船級管理委員會阪神會を設け大阪商船株式會社專務取締役深尾隆太郎氏幹事に當選せり  
大正十二年一月寺野精一氏薨去に付鹽田泰介氏船級管理委員會副委員長に、理事浦賀船渠株式會社々長工學博士今岡純一郎氏船級委員會委員長に當選せり



大正十二年二月男爵斯波忠三郎氏本會理事長に就任したる爲め技術委員會委員長辭任に付東京帝國大學教授工學博士末廣恭二氏同委員會委員長に當選、同十三年一月同氏辭任に付理事工學博士藤島範平氏同委員會委員長に當選、同大正十三年十月伊東米治郎氏船級管理委員會委員長辭任に付同十四年一月理事東京海上保險株式會社々長各務録吉氏船級管理委員會委員長に當選せり、昭和四年五月大阪商船株式會社副社長村田省藏氏男爵深尾隆太郎氏に代り船級管理委員阪神會幹事に當選せり

昭和九年十月船級委員會委員長今岡純一郎氏逝去し、同年十一月工學博士鹽田泰介氏船級委員會委員長に當選に付船級管理委員會副委員長及船級委員會副委員長辭任、濱田彪氏船級管理委員會副委員長に當選せり、同年十一月藤島範平氏理事長就任に付技術委員會委員長を辭任せり、昭和十年一月逕信技師工學博士重光蔭氏技術委員會委員長に、同年二月横濱工作所社長山田眞吉氏船級委員會副委員長に當選せり

### 九 船級協會認可並法規代行検査

大正九年六月本會は船舶検査法施行細則第五條の三第一項及船舶検査規程第十四條の三に掲ぐる船級協會として逕信大臣の公認を得非旅客船の検査並旅客船の一部検査の效力を承認せられたり所謂法規代行検査是れなり

### 十 船舶滿載吃水線指定

本會は明治三十八年以降乾舷證書を發行し來りたるが大正十一年二月船舶滿載吃水線法の實施せらるゝや從來發行したる本會の乾舷證書は其儘公認せられ尙爾後船舶滿載吃水線法に據る吃水線指定業務に従事することを認可せられ更に昭和九年三月船舶安全法實施せらるゝに及び同法に據り本會船級登録非旅客船の船舶滿載吃水線指定業務に従事することを認可せられたり、外國船に付ては大正八年七月以降英國ビーシー船級協會の船級登録を受くる

ものに對し同協會に代り英國乾舷規則に據る乾舷を指定するの權能を有することゝなりたり

### 十一 政府の本會船級検査承認

大正十五年一月本會船級登録の内地非旅客船に付ては船級検査そのものを逕信省法規検査と同一に承認する旨逕信大臣より認可あり同年四月より之を實施すると同時に大正九年以降從事したる前記法規代行検査は昭和元年末を以て廢止したり前記の認可に依り本會船級登録船は所謂二重検査の煩瑣を免るゝ事となり斯くして本會船級事業所期の目的を達成するを得事業の基礎漸く確立するに至りたるは本邦海事の一進歩にして吾人の欣幸とする所なり

叙上の如く逕信大臣に於て本會の船級検査を法規検査と同一に公認せられたる結果逕信技師越智誠二、同山本幸男兩氏を大正十五年四月十四日附を以て船級管理委員會委員及船級委員として指名せられ後逕信技師工學博士重光蔭氏

及逕信技師山内不二雄氏前記兩氏に代り更に昭和九年三月船舶安全法の施行せらるゝに及び逕信技師重光蔭氏理事に、逕信技師重光蔭氏及同飯田嘉六氏を船級管理委員會委員並船級委員に、逕信技師重光蔭氏同湊一磨氏及同飯田嘉六氏を技術委員會委員として指名せられたり

### 十二 海軍省の本會試験検査の利用

大正十年八月本會が船級協會として行ふ材料試験其他の検査に付事情の許す限り之を利用すべき旨海軍省より通牒ありたり

### 十三 關東州及朝鮮在籍船舶検査

關東州在籍船に付ては大正十一年三月關東廳より、朝鮮在籍船に付ては同十二年七月朝鮮總督府より孰れも本會施行の検査を承認の旨通牒ありたり

更に同十二年七月關東州在籍本會船級登録非旅客船に付ては關東廳に於て本

會の検査並積量測度を承認せらるゝことゝなり同時に本會技師は同廳海務局船舶検査事務を囑託せられたり

#### 十四 陸上原動機検査

本會は大正十五年八月警視廳より、又昭和二年十月兵庫縣廳より原動機取締規則に規定する公益團體として指定せられ本會の行ふ陸上原動機検査は同取締規則に據り行はるゝ検査と同一に承認せらるゝことゝなりたり  
本會事業の目的は從來海事にのみ局限せられたるが叙上の理由に依り之を陸上に擴張する必要を生じ大正十五年八月定款第三條を改正し其第二項に之を追加せり即ち左の如し

第三條 本會ハ航海、造船其他一般海事ノ進歩發達ヲ圖リ海上ニ於ケル生命財産ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トシ船級登録、検査其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ經營ス

本會ハ前項ノ外他ノ工業製作物ニ付同様ノ事業ヲ爲スコトヲ得  
本會ハ前二項ト同一又ハ類似ノ事項ヲ目的トスル法人設立ノ爲メ寄附行爲ヲ爲スコトヲ得

然るに昭和十年四月内務省令を以て汽罐取締令發布せられ本會の陸上原動機検査は承認せられざることゝなりたるを以て同年五月以降本業務を廢止せり

#### 十五 外國保險協會の本會船級承認

大正十五年英國「ロンドン」保險協會は本會の最高船級を船級條項「クラシファイケーション・クローズ」中に追加することを承認したるを以て同年九月以降本會船級「Z. U.」\*は保險關係に於て歐米先進國の船級と全然同一の取扱を受くるに至りたり

同年十月佛國保險協會に於ても前同様本會船級を承認せり

## 十六 獨逸及佛蘭西に於ける本邦註文の材料品試験

昭和二年二月獨逸「チャーマン・ロイド」協會と、又同三年五月佛蘭西「ビュロー・ベリタス」協會と特約を結び獨逸及附近並佛蘭西及附近に於て前記兩協會は本會に代り本邦註文の材料品試験を行ふこととなりたり

## 十七 上海及大連に於ける中華民國船舶検査

大正十五年六月以降、上海に於て、又昭和四年五月以降大連に於て本會検査員の發したる中華民國船舶検査證書は在上海中華民國總稅務司の許可により上海及大連海關に於て孰れも其效力を承認せらるゝこととなり荒木重義氏（上海）及小泉正次郎氏（大連）を夫々本會囑託検査員に任命したるが其後同國々情の變化に依り荒木氏に對しては昭和八年十二月検査員を解囑し小泉氏は目下個人の資格に於て大連に於ける中華民國船舶の検査を擔當せり

## 十八 國際航空機登録聯盟

大正十五年佛國「ビュロー・ベリタス」協會は英國「ブリティッシュ・コーポレーション」及本會並他の船級協會に對し民間航空機の格付並検査聯盟を結び度旨勸誘し來りたるにより熟議の末本會は之に賛成し昭和二年六月巴里に於て日、英、米、佛、獨、伊、諸の七國船級協會代表者會合の上本會よりは理事長工學博士男爵斯波忠三郎氏出席、茲に國際航空機登録聯盟成立せり

聯盟規約要綱左の如し

- 一 帝國海事協會、アメリカン・ビュロー、ブリティッシュ・コーポレーション、ビュロー・ベリタス、ゲルマニッシュ・ロイド、ノルスケ・ベリタス及レヂストロ・イタリアノの七國船級協會は世界に於ける民間航空機の技術的進歩並實用上の發達を促進せんが爲め共同動作を採ることの極めて利益なるを認めA.I.R.なる名稱の下に民間航空機格付登録聯盟を設けたり

- 二 聯盟協會は各其自國に於て他の諸協會を代表す
  - 三 聯盟協會は同一標準に基く格付規則を有するものとする但各其國情に従ひ適當に改變を加ふることを得
  - 四 格付は聯盟中の一協會に於て附與し他の諸協會は之を承認す
  - 五 格付は之を附與したる協會の特定記號の外其格付の國際的效力を表示する爲め各協會共通の國際記號を添付す
  - 六 聯盟中の一協會の所屬國官廳に登録せられたる又は登録せらるべき航空機にして格付を受けんとする場合には其製造及使用の場所に關せず該協會に於て格付を受くべきものとする
  - 七 聯盟協會の所屬國官廳の何れにも登録せられざる航空機の格付は其所有者の選擇により聯盟中の一協會之を行ふ
  - 八 聯盟航空機登録簿を毎年一回發行す
- 該登録簿は聯盟各協會に於て格付したる航空機の外諸國に登録せられた

る民間航空機に付其詳細を記載するものにして定時發行する附録を以て之を補正す

本會の目的とする事業の範圍は當初海事にのみ局限せられ爾後第十四項に記載する如く陸上原動機に及びたるが今回航空機の格付並検査を執行するに至り更に空中工業製作物にも其範圍を擴張する必要を生じ昭和四年七月更に定款第三條第二項を左の如く改正したり

第三條 本會ハ航海、造船其他一般海事ノ進歩發達ヲ圖リ海上ニ於ケル生命財產ノ安全ヲ期スルヲ以テ目的トシ船級登録、検査其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナル事業ヲ經營ス

本會ハ前項ノ外航空機及他ノ工業製作物ニ付同様ノ事業ヲ爲スコトヲ得

本會ハ前二項ト同一又ハ類似ノ事項ヲ目的トスル法人設立ノ爲メ寄附行爲ヲ爲スコトヲ得

昭和九年四月國際航空機聯盟規約一部改正せられ尙英國船級協會及米國船級

協會は都合により聯盟を脱退せり

### 十九 航空機登録事業準備委員會

本會は昭和二年七月國際航空機登録聯盟に加入したる結果同聯盟規約に遵ひ航空機格付規則を制定する必要を生じ遞信、海軍、陸軍各省及帝國大學航空關係の權威者を以て航空機登録事業準備委員會を組織し本會航空機格付検査規則案を作成したり

### 二十 陸上工作物用鐵鋼材の材料試験

本會は多年造船材料の試験及検査に従事し來りたるが更に其範圍を擴張して本部及大阪出張所に於て陸上工作物用鐵鋼材の材料試験の依頼に應じ證明書を發行したるところ諸官省及民間工業關係方面に於て其利便を認められ之が利用せらるゝ向増加したるに由り前に記す如く昭和七年四月芝浦試験所の開

設に依り同所に於ても大阪に於けると同様船用品試験及検査の外陸上方面の試験事業にも従事し當業者の利便を圖ることとせり

### 二十一 滿洲國船舶検査

昭和七年六月滿洲國政府より同國所屬船舶に對して暫行規程に依り本會検査員が船舶検査に従事することを認可せられ其發出する検査證書に基き同國々籍證書を發行せらるゝこととなり(但松花江及黑龍江を航行する船舶を除く)たるが同十年前記暫行規程廢止せられ同國船舶に對する本會の検査事務も自然廢止せられたり

### 二十二 船舶安全法に據る船級協會認可

昭和九年三月船舶安全法實施せらるゝや本會は遞信大臣より同法第八條に依る船級協會として船舶の構造設備、滿載吃水線及船用品検査試験に關する業務

に從事することを認可せられたり即本會船級登録非旅客船は其船級を有する間船舶安全法第二條に掲ぐる船體、機關、帆裝、排水設備、操舵、繫船及揚錨の設備、荷役其他の作業の設備、電氣設備及滿載吃水線に關しては管海管廳の検査を受け之に合格したるものと看做され又本會検査員の製造中特別検査を受けたる本會船級登録非旅客船は船舶安全法に依る製造検査を省略せらるゝこととなりたり

昭和九年十月本會は關東長官より關東州船舶安全令の規定に依り船舶安全法第八條の船級協會として船舶の構造設備、滿載吃水線及船用品検査試験に關する業務に從事することを認定せられたり

昭和十年二月本會は朝鮮總督より朝鮮船舶安全令の規定に依り船舶安全法第八條の船級協會として認定せられたり

### 二十三 航空機格付事業開始の件認可並 諸委員會組織

昭和九年九月十七日航空機格付事業開始に關聯し差當り逕信省航空官に検査を委嘱することを認可せられたり依て同年九月廿五日航空機登録事業準備委員會を解散し同年一月逕信、陸軍、海軍各省、帝國大學航空關係權威者、航空機所有者、製作者、保險業者其他關係方面の代表的人物を網羅せる航空委員會を組織し伊藤乙次郎氏委員長に、新井三郎氏副委員長に當選、更に格付の常務を行ふべき格付委員會及技術規程を審議すべき航空技術委員會を併設し斯波孝四郎氏格付委員會委員長に、岩本周平氏同副委員長に、多田永昌氏航空技術委員會委員長に當選せり

### 二十四 財團法人帝國海事協會の設立並 社団法人帝國海事協會の解散

本會は左記趣旨の下に其組織を改め從來の社団法人を財團法人に変更することとし昭和十一年四月一日總會の決議を經同日財團法人帝國海事協會設立の

件遞信大臣より認可せらるゝと共に財團法人帝國海事協會は船舶安全法に依る船級協會として認定せられ社團法人帝國海事協會の業務一切並職員全部を引継ぎ同日社團法人帝國海事協會を解散せり

同年五月滿洲國駐劄特命全權大使より關東州船舶安全令の規定に依り又同年六月朝鮮總督より朝鮮船舶安全令の規定に依り孰も船舶安全法第八條に依る船級協會として認定せられたり尙臺灣總督に對しても前記と同趣旨に依る船級協會として認定方目下申請中なり

帝國海事協會は我國一般海事の進歩發達に資せんが爲め明治三十二年十一月創立せられ同三十三年一月事務を開始し翌三十四年二月社團法人として認可せられ日露戰役勃發するや義勇艦隊創設の爲め汎く義金を募集したるも其後周圍の情勢に鑑み當初の計畫を斷念し右義金を以て主として海防に貢獻する目的を以て大正十一年一月義勇財團海防義會を創立せり當時義金を醸出せる會員の僅かに一部は同會に轉籍し數萬の會員は引継ぎ帝國海事

協會の會員として殘留したるも義金募集當時設置せる地方委員部は分離と同時に廢止したるを以て其後會員の整理上非常の不便を來したり、一方本會は大正四年以降検査其他の事務漸く繁忙を來し大正八年七月英、米、伊三國船級協會と聯盟を結び翌大正九年六月法規に依る船級協會として公認せられ又昭和九年三月船舶安全法實施せらるゝや同法に依る船級協會として認定せられ今日に及びたり然るに海防義會創立以後本會の事業は之等多數會員とは全く關係なき船級登録検査及材料試験等を主體として著しく擴大せられ其業務も亦日を追ふて複雑化したる爲め社團法人として如斯多數の會員を引継ぎ本會々員と爲し置くことは會務執行上多大の不便あるのみならず將來事業の發展上支障を來す虞あるを以て此際其組織を改めて財團法人帝國海事協會を設立し之に本會の從來經營し來りたる業務一切を繼承せしめ之と同時に社團法人帝國海事協會を解散せんとす



## 二十五 船級登録船舶名録

本會は從來逡信省の認可を受け日本船名録を毎年發行し來りたるが右の外大正十三年以降本會船級登録船舶に付其詳細を記載せる船級登録船舶名録を發行し定時發行する附録を以て之を補正し居れり

## 二十六 國際航空機登録簿 (A.I.R.)

國際航空機登録聯盟協會に於て格付したる航空機並諸國に登録せられたる民間航空機に付其詳細を記載せる國際航空機登録簿 A. I. R. (Aircraft International Register) は佛國「ブローペリタス」協會に於て毎年一回發行し定時發行する附録を以て之を補正し居れり

## 二十七 鋼船規則

本會の船級検査の基準となるべき鋼船規則は船級協會聯盟規約に基き慎重審議の末之を制定したるが大正十一年七月逡信大臣に於て造船規程と同一效力を有するものと承認せられ又同十五年一月同改正規則認可せられたるが爾後技術の進歩に伴ひ技術委員會に於て審議の上數次適當なる改正を加へ更に又昭和九年三月船舶安全法實施に順應する様一部改正を加へ認可を得たり

## 二十八 航空機格付検査規則

曩に航空機登録準備委員會に於て一應成案を得たる航空機格付検査規則は昭和十年一月航空技術委員會組織後同委員會に於て更に審議し議了したるに付目下逡信大臣に認可申請中なり

## 二十九 總裁及副總裁

明治三十三年三月有栖川宮威仁親王殿下を本會總裁に奉戴し同三十四年五月

公爵近衛篤磨氏を本會副總裁に推薦したるが同三十七年一月副總裁薨去せり  
大正二年七月總裁威仁親王殿下薨去あらせられたるにより同年八月東伏見宮  
依仁親王殿下を本會總裁に奉戴したり  
大正七年十月男爵有地品之允氏を本會副總裁に推薦したるが同八年一月薨去  
せり  
大正十一年六月總裁依仁親王殿下薨去あらせられてより以來皇族を本會總裁  
に奉戴することを御遠慮申上ることゝせり右は本會事業の推移に伴ひ總裁及  
副總裁を置かざることゝなりたる結果にして之に依り夫々本會定款を改正し  
たり

### 三十 歴代の理事長

明治三十二年十一月本會創立以來幹事長たりし男爵有地品之允氏は明治三十  
四年二月社團法人の認可と共に本會理事長に當選多年其職に在りたるが大正

七年七月病氣の爲め辭任し湯河元臣氏理事長に當選せり  
大正十一年十月湯河元臣氏辭任の結果工學博士寺野精一氏理事長に當選した  
るが翌十二年二月逝去せり  
大正十二年二月男爵工學博士斯波忠三郎氏理事長に當選し多年其職に在りた  
るが昭和九年十月薨去したるに付同年十一月工學博士藤島範平氏理事長に當  
選せり  
昭和十一年四月財團法人帝國海事協會設立せられ工學博士藤島範平氏重ねて  
理事長に當選せり

### 三十一 役員及委員

#### (一) 理事及監事

理事長 藤島範平  
常務理事 越智誠二

常務理事 長川豊樹

新田仲太郎	戶川政治	越智誠二	太田丙子郎
大谷登	岡崎忠雄	長川豊樹	小田桐忠治
小倉彦四郎	加藤正治	川田豊吉	各務鎌吉
陰山金四郎	龜山俊藏	吉岡保貞	田宮嘉右衛門
谷口茂雄	高橋勇	高田儀三郎	辰馬勇治郎
武田良太郎	堤正義	向井忠晴	村田省藏
鶴飼宗平	野村治一良	窪田四郎	公莊惟篤
黒川新次郎	栗林徳一	山田眞吉	山下龜三郎
山本藤助	山本源吉	安田 柁	安田繁三郎
馬淵濤治	松井清治郎	松波仁一郎	松村菊勇
古川虎三郎男爵	深尾隆太郎	藤島範平	兒玉常雄
小山九一	郷古潔	寺島健	阿部壽準
淺野平二	佐藤國一	笹村吉郎	岸本兼太郎

理事 濱田 彪	理事 大谷 登
同 武田良太郎	同 向井忠晴
同 村田省藏	同 黒川新次郎
同 山田眞吉	同 斯波孝四郎
同 鹽田泰介	同 重光 族
同 鈴木祥枝	
同 飯沼剛一	
同 安田繁三郎	
監事 川田 豊吉	

(二) 評議員

伊藤乙次郎	鑄谷正輔	井坂 孝	飯沼剛一
岩田宙造	石田貞二	八馬兼介	畑 茂
花田卯造	濱田 彪	濱根岸太郎	橋本信一

三上英果 宮崎清則 斯波孝四郎 志田勝民  
 鹽田泰介 嶋谷武次 重光 新庄清一  
 廣海二三郎 鈴木祥枝 鈴木紋次郎

(三) 船級管理委員會委員

委員長各務鎌吉 副委員長濱田 彪

×鑄谷正輔 井坂 孝 飯田嘉六 飯沼剛一  
 板谷宮吉 ×石田貞二 ×八馬兼介 ×畑 茂  
 大谷 登 小田桐忠治 ×岡崎忠雄 川田豐吉  
 陰山金四郎 龜山俊藏 橫山孝三 ×谷口茂雄  
 高橋 勇 ×高田儀三郎 ×辰馬勇治郎 武田良太郎  
 ×田宮 嘉右衛門 椿 宣次 向井忠晴 ×村田省藏  
 ×鶴飼宗平 ×右近和作 ×野村治一良 黒川新次郎

栗林徳一 倉田庫太 ×草場茂一 山田眞吉  
 ×山下太郎 ×山本源吉 安田繁三郎 松井清治郎  
 ×松尾忠二郎 ×松岡潤吉 松村菊勇 ×古川虎三郎  
 男爵深尾隆太郎 藤島範平 淺井虎之助 ×佐藤國一  
 ×岸本兼太郎 ×宮田武太郎 斯波孝四郎 鹽田泰介  
 志田勝民 ×嶋谷武次 重光 新庄清一  
 茂木定二 鈴木紋次郎 鈴木祥枝

(四) 船級管理委員會阪神會

本會は船級管理委員會委員中阪神地方在住者右表中×を以て組織す  
 幹事 村田省藏

(五) 船級委員

委員長 鹽田泰介 副委員長 山田眞吉

(六) 技術委員會委員

飯田嘉六 濱田彪 橫山孝三 陰山金四郎  
棒宣次 向井忠晴 淺井虎之助、宮田武太郎  
斯波孝四郎 重光 蔭 鈴木祥枝

船級管理委員會互選 濱田金四郎 彪  
淺井虎之助

機械學會推薦 稻川不二雄  
山內

逕信大臣指定 飯田嘉六 磨  
湊長 蔭 重光 蔭

日本鐵鋼協會推薦 波吉邊 三晴十郎  
水谷叔彦

造船協會推薦 小野暢三 朔  
川原五郎 澤德太郎

理事長推薦 和辻春樹 橫山孝三 粟屋良馬 關野良長 元良信太郎

造船協會阪神俱樂部推薦 加古德五郎 關川貞雄

(七) 海事仲裁委員會委員

委員長 加藤正治 副委員長 鹽田泰介

岩田宙造 石川武之 河野清一郎 中島滋太郎  
永末新次郎 那倉知顯 山田眞吉 藤本幸太郎  
小林一郎 江崎一郎 寺島成信

(八) 航空委員會委員

委員長 伊藤乙次郎 副委員長 新井三郎

岩本周平 伊藤周次郎 井上長一 戶川政治  
渡邊福雄 和田小六 川西龍三 築山一郎  
中島喜代一 白井國 倉田庫太 山下誠一  
松方五郎 福知新次 兒玉常雄 相羽有  
青木錄太郎 安邊浩 笹本菊太郎 美土路昌一

斯波孝四郎 澁澤武之助 四王天延孝 鈴木祥枝

(九) 格付委員

委員長 斯波孝四郎 副委員長 岩本周平

臼井 國 倉田 庫太 山下 誠一 安邊 浩

新井 三郎 笹本 菊太郎 鈴木 祥枝

(十) 航空技術委員會委員

委員長 多田 永昌

西川 雋吉 小川 太一郎 緒方 辰義 田中 敬吉

駒林 榮太郎 新井 三郎 庄司 健吉

三十二 本部及出張所職員

本部

東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一  
東京海上ビルディング内

電報略號 "Nautical" 電話丸ノ内(23)二九二二番及二九二三番

技師長 越智 誠二 技師副長 小野 輝雄 主 事 篠原 新次郎

事務取扱 横山 要三 検査員 桑田 豊吉 検査員 山田 太郎

検査員 中本 莞爾 検査員 土方 義春 検査員 吉見 洋七郎

囑託検査員 (基隆駐在) 關本 諄一郎 囑託検査員 (基隆駐在) 岸田 永吉 囑託検査員 (大連駐在) 小泉 正次郎

横濱出張所 横濱市中區海岸通五丁目二十六番地萬國橋ビルディング内

電報略號 "Nautical" 電話本局(2)二二一八〇番

検査員長 井上 要 検査員 徳永 格 検査員 菅野 禎吉

検査員 加藤 成一 検査員 白崎 進 検査員 井上 央

大阪出張所 大阪市西區川口町十八番地ノ一 電話西六八四番及六八四〇番

検査員長 腹卷 五郎 検査員 久保 勘一 検査員 廣井 正澄

検査員 粕谷豊太郎 検査員 梅田喜代三郎 検査員 萬濃貞雄  
 検査員 村上卯之松 検査員 小屋一雄 検査員 倉橋正

**神戸出張所** 神戸市神戸區播磨町十七番地

電報略號 "Nautical" 電話三宮一六四番及四〇二一番

検査員 伊藤宅治 検査員 池田藤太郎 検査員 水上純一  
 検査員 庄田俊雄 検査員 多田三之輔 検査員 石川悟朗  
 検査員 山口敏宗 検査員 原三郎 検査員 守屋公平

**玉出張所** 岡山縣兒島郡日比町字玉 電話玉一六八番

検査員 藤村恒一郎 検査員 川上宇一郎

**因島出張所** 廣島縣御調郡因島土生町 電話土生一二番

検査員 河合芳雄 検査員 廣田實

**門司出張所** 門司市棧橋通一番地 郵船ビルディング内 電話長四二四番

検査員 篠原重太郎 検査員 安田久夫 検査員 佐藤信勝

**長崎出張所** 長崎市千馬町一丁目四番地 電話長一六二四番

検査員 長山口増人 検査員 加藤 或

**函館出張所** 函館市東濱町六番地 萬世ビルディング内 電話八七五番

検査員 長田丸信俊 検査員 利根川捷一

**三十三 船級事業現況**

**(一) 現在船級登録船** (昭和十一年五月末調)

大正九年船級事業開始以來本會に登録せる船舶は合計五〇八隻一、四四三、一六四(總噸)にして内一三八隻四二六、八一四(總噸)は坐礁、解撤其他の理由に因り登録を抹消したるを以て現在登録船は三七〇隻一、〇一六、三五〇(總噸)なり

(二) 船舶滿載吃水線指定數 (昭和十一年五月末調)

本會に於て船舶滿載吃水線を指定したる船舶は九九八隻なり

(三) 材料試驗數量 (昭和十一年四月末調)

本會に於て試驗したる材料は約六十六萬四百噸なり

(四) 船級船の新造狀況

昭和十一年五月末に於ける製造中の本會船級船は左記の通七一隻總噸數二六〇、六六八噸なり

造船所	船種	總噸數	機關種類	註文者
函館船渠會社	捕鯨船	約 二六〇	三聯成	林兼商店
同	同	約 二六〇	同	同
淺野造船所	貨物船	約 一、二八〇	同	廣南汽船會社
同	同	約 一、八五〇	同	關口汽船會社

同	同	約 一、二八〇	同	日之出汽船會社
三菱橫濱船渠	同	約 二、七〇〇	同	近海郵船會社
同	同	約 二、七〇〇	同	同
同	同	約 一、四〇〇	ヂーゼル式	中川汽船會社
同	同	約 二、九〇〇	三聯成	東洋汽船會社
同	同	約 二、九〇〇	同	同
同	同	約 二、九〇〇	同	同
浦賀船渠會社	同	約 四、二一六	低壓タービン 複二聯成	北日本汽船會社
同	同	約 四、一〇〇	同	同
同	同	約 四、〇〇〇	同	大連汽船會社
同	同	約 二、七〇〇	同	山下汽船會社
同	同	約 七、〇〇〇	タービン	同
同	同	約 七、〇〇〇	同	同







松尾造船所 貨物船 約 二四〇  
 同 約 二四〇  
 同 同

合計 七一隻 約二六〇、六六八(總噸)

三十四 船級登録船舶主 (イロハ順) 昭和十一年五月末現在

隻數	總噸數	船主
一	二、二三〇	飯野汽船株式會社
一	八七八	飯野商事株式會社
二	五、六八五	犬上慶五郎
五	二二、七六三	乾汽船株式會社
三	三、三九七	池田商事株式會社
一	四四八	石丸海運合資會社
一	八、一三四	八馬汽船株式會社

三	六、四一三	原 商事株式會社
二	六、七〇三	原田汽船株式會社
三	一六、三四八	白洋汽船株式會社
一	七五三	林 康 三
五	七、六六五	林 汽船株式會社
二	二、三七六	濱口汽船合資會社
二	一、二六七	濱根汽船株式會社
三	一〇、七八二	株式會社 濱根商店
二	四、九二三	橋谷株式會社
一	二、六三八	范 先 和
六	一、五三八	日本捕鯨株式會社
二	八、四七八	日本合同工船株式會社
二	一、五〇〇	日本サルウエーシ株式會社





七 一 一 一 三 一 一 四 一 一 二 二 四

一八、〇二七  
一、八六四  
一、九七〇  
三、二一七  
四、五八四  
一〇、六三〇  
二、四七〇  
三、〇八九  
六、五九七  
三、三一  
二、二〇六  
四、六九七  
一五、八〇一

内外汽船株式会社  
中川汽船株式会社  
長崎合同運送株式会社  
中村汽船株式会社  
南洋海運株式会社  
武庫汽船株式会社  
村尾汽船合資會社  
株式會社 宇都宮回漕店  
宇和島運輸株式会社  
上野汽船合資會社  
内田汽船株式会社  
黑姬汽船株式会社  
栗林商船株式会社

一 一 一 三 一 三 一 二 一 三 一 三 一

三、一二〇  
六、一四一  
一、九九九  
一六、一七二  
六、一六七  
一〇、〇三九  
九五五  
一二、八一五  
三五八  
二、六三二  
四、四三三  
五九  
二、五四二

日下部汽船株式会社  
山 科 良 夫  
大和汽船株式会社  
山下汽船株式会社  
山本海運株式会社  
山本汽船株式会社  
山本汽船株式会社  
山本商事株式会社  
丸辰海運株式会社  
丸正海運株式会社  
松岡汽船株式会社  
松本早次郎  
增田久五郎

二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二

一一五  
六一七  
八、七二七  
二、一〇五  
一、八五九  
四、二四一  
三、八三四  
一、〇三二  
六、八五八  
九四〇  
二、九四二  
三、二〇二  
六、七九一

增 田 茂 吉  
滿鮮運輸株式會社  
滿洲海陸運送株式會社  
深 澤 增 吉  
扶桑海運株式會社  
福洋汽船株式會社  
復興商船株式會社  
藤 田 慎 造  
小 谷 奎 之 助  
小 林 汎  
神戶棧橋株式會社  
甲南汽船株式會社  
國際汽船株式會社

二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二

二、一七〇  
三、一〇八  
二、一一五  
四、一八〇  
四六六  
二、〇一八  
九七二  
二五八  
七、二三九  
一、二七四  
五、三〇七  
二、六三一  
二、二二二

江口汽船株式會社  
阿波國共同汽船株式會社  
株式會社 阿部 商會  
吾妻汽船株式會社  
青 塚 喜 七 郎  
株式會社 青木洋鐵商店  
荒 田 太 吉  
株式會社 淺野造船所  
淺野物產株式會社  
朝日商船株式會社  
沙河汽船株式會社  
株式會社 佐藤商店  
株式會社 佐藤國商店

二 二 一 一 二 一 一 三 一 五 一 一 一

三、八八三  
三、三六二  
三、二二一  
一〇、六一五  
二八一  
一、一七六  
二、四八七  
四、八九一  
一、〇七七  
二、八四三  
三一七  
一、〇八六  
八、二一六

坂井汽船株式會社  
株式會社 酒井商店  
酒 井 正 七  
澤山汽船株式會社  
山陽海運株式會社  
山陽燃料株式會社  
三寶汽船合資會社  
三和商船株式會社  
三光海運株式會社  
山九運輸株式會社  
合資會社 木村健商店  
共同漁業株式會社  
共立汽船株式會社

二 一 一 三 一 四 一 五 七 一 一 〇 一

四、九五五  
二、三八四  
一一一  
一、三三三  
三〇、七八一  
一六、四四四  
四二、八二九  
二九、一一三  
九九八  
二、六五六  
二、三八〇  
四、五二〇  
七、八五三

共和汽船株式會社  
北日本汽船株式會社  
菊 地 清 造  
Kin Hong S. S. Co.  
近海郵船株式會社  
明治海運株式會社  
三井物產株式會社  
三菱商事株式會社  
南 勇 太 郎  
都 汽船株式會社  
芝浦運輸株式會社  
鹽田商事株式會社  
鹽 崎 與 吉



一 一 二 一 八 一 三 一 一 六 一 一 一

二、二〇八  
五、八七九  
二、四七一  
一、五七八  
六、四七九  
四九  
一七、九〇一  
三、一九八  
一〇、八八八  
一、八九三  
四、四四九  
一〇七  
一二四

昭和汽船株式會社  
昭和商船株式會社  
白阪汽船株式會社  
嶋谷汽船株式會社  
新興商船株式會社  
新興水產株式會社  
下村汽船株式會社  
廣海商事株式會社  
日之出汽船株式會社  
日吉海運株式會社  
森平汽船株式會社  
門司宗太郎  
文部省

合計 三七〇隻 一、〇一六、三五〇噸  
一一 一八、〇二八  
三 一〇、〇五二  
一 二、四九五

攝津商船株式會社  
菅谷株式會社  
菅谷商事合資會社

昭和十一年六月十九日印刷  
昭和十一年六月二十二日發行

【非賣品】

# 帝國海事協會

發行者 佐久間義信

東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地  
東京海上ビルディング内

印刷者 小張印刷所

東京市京橋區横町二丁目五番地

終

